

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により議長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年4月26日

岐阜県監査委員	布俣 正也
岐阜県監査委員	広瀬 修
岐阜県監査委員	鈴木 祥一
岐阜県監査委員	南 圭一
岐阜県監査委員	安田 典子

1 令和5年度行政監査（県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について）の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を 講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について	70	0	1	69

※「今回措置を講じたもの」とは、令和6年4月17日に議長から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
議会事務局	<p>(指摘事項)</p> <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 県有施設AEDマップ上の、設置されたAEDの場所を示すマークの位置が、旧庁舎上に表示されていた。</p> <p>(対象施設)</p> <p>① 議会棟</p>	<p>所属として県有施設AEDマップの使用方法を認識しておらず、設置されたAEDの場所を示すマークが旧庁舎に表示されたままとなっていたが、令和6年3月14日にシステムにて更新作業を行い、新庁舎に表示した。</p> <p>今後は、県有施設AEDマップ所管団体との調整を密に行い、再発防止に努める。</p>